

1 論文の主題

この論文は、日本において銀行合同が顕著にみられた両大戦間期を舞台に、銀行合同政策の経過と結果を、国内各地域の経済構造との関連で解明しようとするものである。この時期には、政府と日本銀行が、第一次大戦後の金融危機とその背景をなす脆弱な金融構造とを克服すべく銀行合同を推進し、千数百の普通銀行が合同によって消滅している。しかしながらこの金融再編成の過程においては、当局の政策が当初の狙いどおりに実現されたのではなかった。むしろその政策は、国内各地域内部や地域間、各政党、さらには個々の銀行経営の多様な利害の調整という性格を強く帯びることになった。本論文の筆者は、こうした過程に焦点を当て、とりわけ農業・養蚕業、漁業、在来産業などを主要産業とする各地方経済と、それを基盤とする銀行経営の地域特性という観点から、銀行合同政策を検討している。このことをとおして、第二次大戦前の日本の金融構造を特徴づけるいわゆる「重層的金融構造」が形成される要因を明らかにする。

銀行合同政策に関する研究は、金本位制復帰や金融システムの安定性との関連で、普通銀行制度改革の中心として始められた。そこでは政策それ自体に焦点が当てられ、一方における強力な都市銀行と、他方でそれとは分断された脆弱な地方銀行、という認識をもたらすことになった。しかしその後、都市銀行と地方銀行との相互関係を重視し、銀行合同政策を重工業化に要する資金の集積的な管理・配分政策としてとらえる研究へと展開してきた。これに対して本論文の筆者は、金融機関の階層性という考え方を継承しつつも、金融の地域的特性の強さと、それに基づく各地域金融・各金融機関の多様性に着目している。銀行合同政策が、複雑な重層的金融構造へと帰結したのは、各地域のもつ自律性だったというのが、本論文の新たな視点である。ここで各地域のもつ自律性というとき、本論文の筆者は次の二つの側面を念頭においている。第一は、各地域の主要産業の特徴に基づく自律性であり、季節的な資金需要の繁閑や取引方法における地域間の相違に基づくものである。第二は、銀行経営者が、当該地域の有力資産家や名望家として地方の経済運営にあたっていることからくる自律性である。こうして各地方金融は、内国金融一般としては一括してとらえがたい固有の性格をもっていたとする。ここで筆者の想定する地域とは、この時期には、おおよそ市町村や郡部などの小経済圏が中心である。

2 論文の構成と主要内容

本論文は、以下のように本論をなす6つの章とそれらを補足する2つの補論とからなり、全体はA5判で500ページ近い一冊の書物をなしている。

序章 両大戦間期銀行合同政策史研究の課題と視角

第1章 両大戦間期における銀行合同政策の歴史的諸前提

第2章 金融危機の顕在化と銀行合同政策の形成—1920年代前半期—

第3章 銀行合同政策を中軸とする普通銀行制度改革政策の展開

補論 元大蔵官僚松本修の地方金融観の変容

第4章 地域における銀行合同政策の展開と地方金融の再編成

補論 地方銀行経営の信用基盤

第5章 銀行合同政策への地方銀行経営の対応

第6章 一般向け金融書が叙述した金融危機

終章 結論と展望—金融構造の再編成と地域の自律性—

本論文を構成する各章の多くは、新たに書き下ろされた第6章と2つの補論を除いて、それぞれが独立の論文として一定の評価を受け、学会誌等に発表した論文をもとに手を入れたものである。以下、各章の課題と主要内容について必要なかぎり紹介することとする。

第1章は、ここで扱う銀行合同政策を特徴づけた条件のうち、そのいくつかはこれに先立つ時期に現れていたとして、それらについて検討を行っている。まず銀行合同政策それ自体は、20世紀に入るとほどなく、商法改正による合同の簡略化とそれに基づく「小銀行ノ合併整理」通牒が出され、第一次大戦中にも弱小銀行の淘汰をはかるべく合同が奨励されている。これらの背景には、政府の認可条件を満たして1000を越す銀行が設立を認められながらも、脆弱な銀行が乱立し、景気後退とともに破綻を繰り返すという現実が生じていた。第一次大戦前の銀行合同政策の目標は「大銀行支店銀行制」にあり、すべての銀行をいくつかの大銀行のもとに集約しようとするものであった。この間、三井、第一など都市銀行としての地位を確立した銀行は地方支店を展開していたが、それらは地方の金融機関を淘汰ないし合併することはなかった。現実には各地域の金融機関の多くは存続したまま、これらの都市銀行支店との間に預託関係が形成され、さらにはそれらが日本銀行の本支店とも有機的に結びつけられることになった。これが「重層的金融構造」である。この金融構造は、ときには地方からの資金流出を生み出していたが、地方における資金需給を調整することもあったとしている。

銀行経営に対する規制については、筆者の検討によれば、第一次大戦期までは経営には干渉しない自由度の高い内容となっていた。そして第一次大戦のさなかには、都市銀行支店による地方資金の吸収と地方金融の逼迫が始まり、重層的金融構造のもつ中央集権的性格が各地方においていっせいに批判されることとなった。中央においても、閣僚、官僚、政党などから問題視され始め、こうして銀行合同政策は弱小銀行の整理という目的だけでなく、地方経済の振興という問題をはらむものとなったとしている。

第2章は、1920年代前半の金融危機に対する対応策を、日銀特融、銀行合同政策、銀行経営規制などにつ

いて検討したものである。この金融危機は、第一次大戦ブームの崩壊とその後の長期不況によってもたらされたものであったが、その原因は、国内産業における投機崩壊に加えて、台湾銀行の破たんなど対外金融における危機や、地域金融機関におけるガバナンス上の問題によっても増幅された。対応策も、それらの原因に即したものとなった。

これらの施策のなかで1920年代に目立ったのは日銀特融であったが、金本位制復帰が重要な政策課題だったため、救済融資とともに、財務内容の悪い銀行を排除するという財界整理の方針が現れていた。しかしこのような措置によっては金融危機が解消されず、銀行合同の促進と検査体制強化による銀行経営への規制が立案されるに至った。規制は、各地域金融の多様性と自律性に配慮しつつ信用秩序の安定化を図り、その発展に寄与しようという性格が強かった。他方、合同政策は一県当たり2~3行と、いちおう地域の実情を配慮したものだったが、画一性が強く、さらにその考えの背景には大工業主義があり、地域や政党の主張と相容れないものであった。このようにこの時期の政策は、一方では金本位制への復帰を目指す緊縮路線と、地方経済への配慮を重視する路線との補完と対立をはらみ、政策の目的があいまいとなった、としている。

第3章は、1927年の金融恐慌以降における普通銀行制度改善政策を扱ったものである。この時期以降、30年代初めまで金融危機が続くなかで、とくに地方の銀行は大きな打撃を受けた。それへの対応策として本格的に展開する銀行合同政策とともに、1927年銀行法に基づく検査や直接的・個別的な行政指導がどのように実施されていたかを明らかにする。

銀行合同政策はこの期間に強化され、1300近くあった普通銀行が600弱にまで急減した。しかし大蔵省の進めようとした一県一行主義構想は政党側に牽制され、合同方針は緩和されることになった。他方、銀行経営規制については、新たに銀行法施行細則に基づく個別検査と裁量的行政が登場することとなった。しかしながら筆者は、この問題について、各地の銀行に関する実態を詳細に検討し、検査も各地の経済や個々の銀行の特殊性に配慮せざるをえず、検査体制や検査官の専門性といった点からも大きな限界を持っていたとする。

補論は、銀行局長として銀行合同政策と1927年銀行法を担い、都市銀行中心の大工業主義をとっていた松本修が、北海道拓殖銀行頭取に就任して道内各地の実情を知るにつれて、域内小経済圏における産業発展を配慮する考えへと変わった点を紹介している。

第4章は、福島県下と岩手県下における銀行合同政策の展開を、個々の銀行レベルに関して詳細に検討したものである。

まず福島県下について、銀行間の関係と、地方資産家の地縁、血縁、経済的利害、支持政党を仔細に検討し、地方資産家間の関係によって銀行関係が作られていたことを明らかにする。これは地方資産家を中核とした信用秩序であったが、そうした関係は金融恐慌期になると県下を二分するような相互対立と信用毀損を引き起こし、銀行を休業に追い込んだり、銀行整理を停滞させたりすることによって、信用秩序に大きな打撃を与えるに至った。銀行合同政策の推進は、こうした利害対立によって阻害され、政策の課題は利害関係の調整に置かれたのであるが、金融恐慌による地方資産家の凋落と有力銀行の破綻によって、ようやく合同政策は緒につくことになったとする。

次に岩手県下については、産業基盤と地域基盤を異にする岩手銀行と盛岡銀行とが、それぞれの資産家を中心に激しく対立し、銀行合同政策も、域内小地域の自律性を損なわないように配慮するほかなかった。こうして県下の金融再編成は大きな障害に逢着し、その対立は金融恐慌期にも終息することなく、銀行合同は座礁した。

筆者はこの2県についての詳細な実証研究と、他県に関する既存研究を踏まえて、銀行合同をめぐる諸利害の錯綜とその調整のあり方は、地域的特性を強く刻印されていたとする。

第5章は、銀行合同政策が、地方銀行のマネジメントにどのような影響を及ぼしたかという問題を扱ったものである。ここで筆者は、両羽銀行に救済合併された楯岡銀行について、その経営実態を、資金繰りの確保先、私財提供の実態、不良債権の貸付先などについてたどり、特定の資産家の家産に経営と信用の基盤があったこと、昭和恐慌下において家産の低落に直面して経営を支えきれなくなったことを明らかにする。そしてそのことが、両羽銀行の純資産主義的な合同政策と相容れず、円滑な合同が滞ったとしながらも、地方政治家が調停に乗り出し、三浦新七ら両羽銀行もそれを容れたこと、三浦自身も信用秩序維持を最重要視して救済を行ったこと、などによって合同が実現されたとしている。この部分は、銀行の豊富な史料をふんだんに用いた実証性の著しく高い研究である。章の後半は、日銀による第百七銀行の整理更正とその失敗を、日銀福島支店関係の史料を用いて明らかにしている。

第6章は、当時の金融危機が、時論書においてどのように認識され、取り上げられていたかという問題を扱っている。とりわけ当時の実務書などが取り上げた破綻銀行経営者像や、銀行経営の改善施策が、時間の経過を追って紹介されている。経営者自身が執筆したものからは、経営の乱脈ぶりと私財提供の苦悩ぶりがうかがえる。銀行の改善施策については、銀行経営や金融についての専門的知識の修得の必要性を説く論調が強まっていったことが紹介される。

以上に指摘されたような特徴は、1930年代後半になると、地方産業への打撃に伴って、大都市と地方との資金需給バランスが地方の預金超過と大都市の貸出超過へと変化し、その背後では各地域金融の貸出面での特殊性が後退していった。こうして各地方金融の自律性は大きく崩れることになった。また地方名望家や資産家もその経済的基礎を失い、続いてそれらの利害を中央政治に反映させていた政党政治も消滅に向かった。こうして道府県を単位とした金融再編成を妨げていた条件がひとつずつ取り除かれていった。各銀行の経営においても、大蔵省や日銀からの専門官僚の天下りを中心とする専門経営者化が進化した。こうして地域的な自律性に代わって、信用秩序管理と、国債消化のための低収益性という特徴へと向かったのである。

以上のように筆者は、当該期間における銀行合同政策の限界を、地域経済の自律性と銀行経営の規律づけから指摘する。そして銀行合同は、それを妨げていた条件の消滅を待たねばならなかったとしている。

3 本論文の意義と問題点

この論文は、この時期の銀行合同政策を、中央政府による政策目標の推進という観点からでなく、地域内や地域間の利害、さらには都市と地方との利害の調整という点から説明している。そのばあい、本論文の貢献は、各地の銀行が基盤としていたのは、自律性を持ち、それぞれに異なった地方小経済であり、また各地の資産家や名望家だったという点を明らかにしたことにある。このことを筆者は、異なったいくつかの地方における銀行合同問題を詳細に分析し、地域特性の違いが資金需要に及ぼす影響を明らかにしつつ論証した。本論文の最大の貢献は、銀行合同の過程を、地域の産業や地域の資産家・名望家との関連で説明したことに尽きる。

こうした地域の自律性が、国内信用秩序の維持という銀行合同政策の当初目標を変化させ、それを地域内における利害調整へと向かわせたという指摘も興味深い。そしてこうした地域的諸利害の衰滅とともに、重層的金融構造が確立すると説明も説得的である。

この論文のいま一つの貢献は、各地の銀行経営の実態を、いくつかの事例に基づいて詳細に解明したことである。これだけいくつもの銀行経営について、第一次史料に基づいて解明した研究は、この論文が初めてであろう。とりわけ兩大戦間期における地方金融機関の経営実態やガバナンスの実態について、詳細な事実を掘り起こした意義は大きい。そのうえで、銀行合同を銀行経営にそくして説明したことも説得的である。このことは地域間の共通性と相違とを明らかにして、筆者の議論をより強固なものにしている。

この論文にも問題点が残されている。

その第一は、各地域のもつ「自律性」という考え方についてである。筆者は自律性として二つの側面を挙げ、各地域の主要産業の地域間の相違に基づく自律性と、銀行経営者が当該地域の有力者として地方の経済運営に当たっていたことからくる自律性とを指摘する。しかしこの「自律性」という考え方は、あいまいさを含んでいる。第一の側面については、各地の主要産業の相違は、資金需要の繁閑における地域間の著しい差を生んでいたが、そのことはもともと各地域の「自律性」に相反する性格を持つのではないか、という疑問が生じる。第二の側面については、同じ産業を基盤とする同じ地域内で複数の資産家・名望家が割拠している事態は、どのような意味で地域の「自律性」なのか、といった疑問が生じる。

第二は、銀行合同政策は、地域経済の実情を無視したため、何の結果ももたらさなかったのか、じつさいに多数の銀行合同が進んだ事実、どのように説明すべきなのか、このような銀行合同は筆者のいう地方経済の自律性とどのように関係しているのか、といった点である。これらの点に関して、筆者の説明は必ずしも明確でない。ある個所では、「地方金融を巡る銀行経営のあり方も含めた地域の自律性の劇的な再編成と転換を進めた点に銀行合同政策の歴史的意義を見出した」とも述べている。この言明は、実証を伴っていないが、自律性が合同政策を利害調整へと変化させた、という先の指摘とどのように整合的に理解できるのか問題を残すところである。

しかしながら、銀行合同政策に関してこのような点を残しながらも、地域産業の違いからくる地域金融特性の多様性の解明と、当時の銀行の経営実態についての解明は、この論文の大きな貢献として評価することができる。

4 最終試験について

平成19年4月11日午後5時より、所定の最終試験を行った。その結果、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条の規定の求める外国語の能力を有することをあわせて確認した。

以上により審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第3項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。

平成19年4月27日